## 呉市版オンパク運営事業委託業務仕様書

## 1 業務名

呉市版オンパク運営事業委託業務(以下「本業務」という。)

### 2 定義

呉市版オンパク:地域の人がガイド役を務める体験交流型のプログラムを短期間に集中的 に呉市内のいろいろな場所で開催するイベント

#### 3 業務の目的

同事業は、体験交流型プログラムの発掘及び磨き上げを行うことで、次の(1)から(4)に 掲げることを目的としている。

- (1) 地域資源を活用した商品・サービスの創出により、呉ならではの観光プロダクトの充実を図ること。
- (2) 呉市民による地域の魅力の再発見を促すことで、呉市に対する市民意識の向上を図ること。
- (3) 多くの市民にチャレンジの機会を与えることで、まちに大小さまざまなチャレンジを 創出すること。
- (4) (1)  $\sim$  (3) を通して、大和ミュージアム休館中及びリニューアル後の観光客誘客を図ること。

### 4 業務内容

一般社団法人オンパクが提供するオンパク手法を, 同法人からノウハウ移転を受けなが ら次の業務内容を実施する。

なお、コンセプト、デザイン、タイトルについては、NPO法人ORGANと協議の上 決定する。

(1) 呉市版オンパクの運営

ア企画

イ 総合窓口(問合わせ・予約等)

ウ そのほか運営に関する業務

(2) PR業務(提案による)

ア 呉市内:パンフレット,ポスターの作成・配布(関係施設)

イ 呉市外: SNS (HP等)

ウ その他:TVCM、折込チラシ等

(3) セミナー又はワークショップの開催

ア 対 象:市民及び市内事業者

イ 目 的:地域の資源(自然・文化・食や,事業者・住民の技術等)のコンテン

ツ化(掘り起こし)

ウ 開催時期:呉市版オンパク前(3回開催),呉市版オンパク直前,

呉市版オンパク後

工 回 数:5回程度

- (4) 呉市版オンパク参加者及びプログラム提供者へのアンケート調査,集計作業
- (5) その他、業務の履行に必要と認められること。

## 5 業務期間

(1) 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)

(2) 呉市版オンパク実施期間(予定)

令和7年1月18日(土)~3月2日(日)

(3) 呉市版オンパク実施までの準備期間(予定)

7月下旬~8月中旬	一般社団法人オンパクとの打合せ
8月中旬~9月中旬	プログラムを提供する事業者・市民の発掘
9月中旬~10月中旬	プログラム造成
	(プログラム企画ワークショップの開催等)
10月中旬~11月中旬	Web・ガイドブックの編集・制作
11月中旬~	広報・集客

# 6 成果品

- (1) アンケート,集計結果を含む業務の評価・反省点等をまとめた資料
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料や写真
- (3) その他、本業務に付随する資料で本市が求めるもの

# 7 業務履行に当たっての留意事項

- (1) 事業実施者は、呉市と連絡調整を十分に行い、円滑に本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ呉市の承認を得ること。
- (3) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、呉市個人情報保護条例(平成19年呉市条例第2号) その他の個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (4) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報については守秘義務を負うものとし、 本業務終了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、労働関係諸法令その他の関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うこと。
- (6) 本業務を遂行するうえでの必要な画像データ・資料等は、受注者で入手するとともに、本業務により作成した報告書等の著作権及び版権は、呉市に帰属するものとし、呉市の承諾なく、他に公表、貸与又は使用をしてはならない。また、報告書の作成に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は、当該著作権者の了解を得ること。
- (7) 本業務の実施に当たり、呉市が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、呉市が貸与した資料は、本業務が終了したときは、

速やかに呉市に返却すること。

- (8) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、呉市と協議し、その指示に従うこと。
- (9) 事業実施者は、本業務実施過程で発生した障害や事故等について、大小にかかわらず 呉市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。